



# 滝川市バリアフリー基本構想

〔滝川駅周辺地区〕





平成23年2月 滝 川 市

# はじめに

現在、滝川市においては総人口に占める高齢者人口(65歳以上)の割合が27.0%に達しており(平成22年12月末現在)、全国的にも高齢化が急速に進行している中、今後もこの傾向が続くものと予想されます。

また、障がいの有無にかかわらず共に活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが自立した社会生活を実現できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた環境づくりが求められています。

今後も人口減少や高齢化が進む中、都市の構造を拡大から集積へと方向転換し、人口が減少 しても心豊かに暮らせる持続可能なまち(コンパクトシティ)へと発展することが本市の将来 にとって重要と考え、新たな都市づくりの方針として「滝川市都市計画マスタープラン」の策 定を進めています。

この新たな都市づくりの方針を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ、妊婦、子供などすべての人が安全・安心に移動できる環境づくりを目指し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、「滝川市バリアフリー基本構想〔滝川駅周辺地区〕」を策定しました。

本構想の計画地区は旅客施設、市役所や病院、福祉施設が集積していることから、これらの利便性を活かし中心市街地の賑わいを再生するため、平成20年に「滝川市中心市街地活性化基本計画」を策定し各種施策を展開しておりますが、今回の基本構想では、バリアフリーの推進に関する基本的な方針、本地区において重点的・一体的なバリアフリー化整備を図る主要施設とその時期、本地区を利用される市民の皆様のご理解とあたたかな心配りとして、「心のバリアフリーの推進」に関する内容など、市民・事業者・行政が協働して本構想実現に向けて取り組むことについて定めております。

人は誰しも何らかの障がいを持つ可能性があります。今回の基本構想についてはエリアが限られておりますが、将来は全ての市民にとって便利で使いやすいまちとして全体が変わっていくことが重要です。特に平成24年(2012年)には全国の難病の子どもたちのためのアジア初のキャンプ場「そらぷちキッズキャンプ」の本格開園を控えており、今後の展開に全国から注目が集まっています。今後も市民の皆様や関係事業者等の協力を得ながら、本市が日本一やさしいまちとなるよう取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成23年2月

# 目 次

第1章 基本構想策定の主旨1
1.1 策定の背景1
1.2 策定の目的1
1.3 基本構想の位置づけ2
1.4 目標年次 2
第2章 滝川市の概況と上位・関連計画3
2.1 滝川市の概況3
2.2 上位・関連計画6
第3章 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針14
第4章 重点整備地区の設定15
4.1 地区の設定要件15
4.2 重点整備地区の設定16
4.3 重点整備地区の区域等16
第5章 生活関連施設及び生活関連経路の設定17
5.1 生活関連施設の設定17
5.2 生活関連経路の設定20
第6章 重点整備地区の現状と課題24
6.1 現況調査24
6.2 バリアフリー化に向けた問題点・課題26
第7章 実施すべき特定事業等に関する事項27
7.1 道路特定事業27
7.2 交通安全特定事業30
7.3 旅客施設特定事業31
7.4 その他の事業32
7.5 冬期間における歩行環境の改善32
第8章 バリアフリー化の推進方策33
資料編
1. フィールドチェック及び現地調査の調査結果35
2. 用語解説
3. 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会52
4. 庁内検討組織(バリアフリー基本構想策定協議会事務局会議)53

# 第1章 基本構想策定の主旨

# 1.1 策定の背景

わが国は諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進み、今後本格的な高齢社会が到来すると予測されており、高齢者の自立と社会参加が不可欠となっています。また、障がい者が障がいを持たない人と同様に生活し、社会に参加できる「ノーマライゼーション」の理念も広く浸透しつつあります。このため高齢者や障がい者が自立した日常生活を営むことができる環境整備が急務となっており、公共交通機関や道路、建築物などにおいてもバリアフリー化の必要性が求められています。

このような背景をふまえ、平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が制定・施行されました。さらに、男女共同参画や国際化の潮流を受けて「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が社会資本整備等にも取り入れられるようになってきました。このためユニバーサルデザイン政策の柱として、国土交通大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるための「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー新法」という)」が平成 18 年に施行されました。

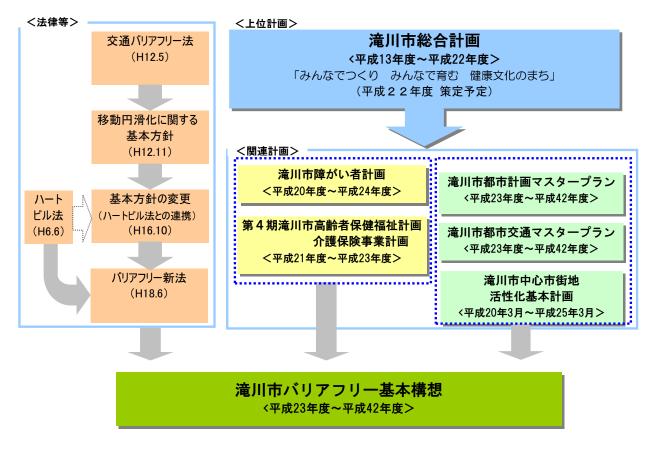
滝川市は、近年の人口減少や高齢社会に対応する都市づくりを目指すコンパクトシティの概念を含めた、「滝川市都市計画マスタープラン」の見直しを行っており、同計画において、滝川市街地・江部乙市街地・東滝川市街地の3つのコンパクトタウンにおける人口や利便施設の集約による「すべての人が安心して歩いて暮らせる環境づくり」、「建築物等の円滑な利用」を目指したバリアフリー化の整備が必要となっております。コンパクトタウンの中で滝川市街地は、都市機能が集積しており、このうち特に本市の拠点であるJR滝川駅を含む中心市街地は、バリアフリー化の優先度が高い地区であることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、「滝川市バリアフリー基本構想〔滝川駅周辺地区〕」(以下「基本構想」という)を策定することとしました。

# 1.2 策定の目的

基本構想は、中心市街地の中でJR滝川駅などの交通結節点と官庁通を結ぶ滝川駅周辺地区を 重点整備地区と定め、道路(歩道や信号など)並びに駅前広場、市役所や市立病院をはじめとす る多数の市民が利用する建築物等のバリアフリー化を推進します。重点整備地区を一体的かつ重 点的に整備することにより、中心市街地がすべての人にとって移動の利便性・安全性の向上と社 会参加機会が増大されることを目的としてバリアフリー化の基本的事項を定めるものです。

# 1.3 基本構想の位置づけ

基本構想は、バリアフリー新法に基づき、滝川市総合計画に定める都市像「みんなでつくり みんなで育む 健康文化のまち」を達成するため、都市基盤等としては滝川市都市計画マスタープラン、滝川市都市交通マスタープラン、福祉計画としては滝川市障がい者計画、第4期滝川市高齢者福祉計画 介護保険事業計画、市街地整備等としては滝川市中心市街地活性化基本計画との整合を図ることとします。なお、滝川市総合計画については、平成23年度に見直しを行いますが、都市づくりに関する部門については滝川市都市計画マスタープランの内容を反映することとなっています。



# 1.4 目標年次

基本構想の目標年次は、都市づくりの基本的な方針である滝川市都市計画マスタープランの計画を踏まえ、2030(平成42)年度とします。滝川市都市計画マスタープラン等の将来像実現のため、バリアフリー化については重点整備地区での早期の整備を図り、長期的視点に立ち本市全体の歩行空間等に展開していきます。

また、高齢化の進行度合い等、社会・経済情勢の変化を受けて適宜見直しを図ります。

# 第2章 滝川市の概況と上位・関連計画

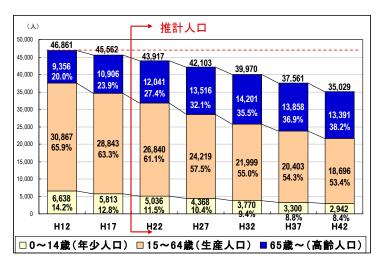
# 2.1 滝川市の概況

#### (1) 人口

全国の人口は、平成17年から減少に転じ、今後急速に進むことが予測されています。本市の平成17年の人口は45,562人で、目標年次の平成42年の将来人口は約35,000人と推計されており(国立社会保障・人口問題研究所推計)、全国と同様に今後の人口減少が見込まれます。

人口の年齢別構成については、65歳以上の高齢人口は平成17年に23.9%であるのに対し、25年後の平成42年には38.2%に上昇すると予測されています。

#### ■滝川市の推計人口



資料: 国勢調査・日本の市区町村別将来推計人口 (H20年12月推計、国立社会保障・人口問題研究所)

#### (2) 高齢者

滝川市の高齢者は年々増加傾向にあり、高齢化率は、平成 17 年では 23.9%に達しています。 これは北海道 (21.5%) や全国 (20.1%) に比較して高い値となっています。

#### ■滝川市・北海道・全国の高齢化率の比較

(単位:人、%)

年	齢階層	平成7年		平成12年	F	平成17年	F
	0~14歳	7,570	15.6	6,638	14.2	5,813	12.8
滝川市	15歳~64歳	33,093	68.3	30,867	65.8	28,843	63.3
	65歳~	7,762	16.1	9,356	20.0	10,906	23.9
	0~14歳	898,673	15.8	792,352	14.0	719,057	12.8
北海道	15歳~64歳	3,942,868	69.3	3,832,902	67.8	3,696,064	65.8
	65歳~	844,927	14.8	1,031,552	18.2	1,205,692	21.5
	0~14歳	20,013,730	15.9	18,472,499	14.6	17,521,234	13.7
全国	15歳~64歳	87,164,721	69.4	86,219,631	68.1	84,092,414	65.8
	65歳~	18,260,822	14.5	22,005,152	17.3	25,672,005	20.1

資料:国勢調査

#### (3) 障がい者

滝川市の身体障がい者数は約2,500人で推移しており、平成21年度で2,469人となっており、 総人口(45,562人)に対する割合は5.4%になります。同年度の障がい種類別では、肢体62.2%、 内部 20.6%、聴覚・平衡 9.7%、視覚が 6.6% などとなっています。平成 21 年度の精神障がい者 数は 182人、知的障がい者数は 332人となっており、いずれも年々増加傾向で推移しています。

#### ■身体障害者手帳交付等件数(平成21年度)

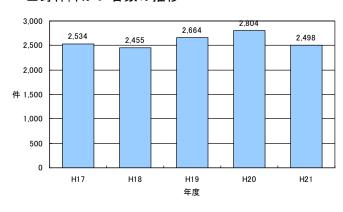
上段:18歳以上、下段:18歳未満

(単位:人)

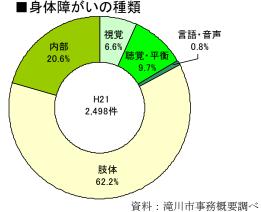
等級障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	61	38	17	9	21	20	166
1九兄	0	0	0	0	0	0	0
聴覚•平衡	1	49	27	88	1	73	239
城見·十禺	0	0	0	1	0	2	3
言語·音声	0	3	6	11	0	0	20
百品"目产	0	0	0	0	0	0	0
肢体	293	335	245	395	186	83	1,537
7人14	9	4	2	2	0	1	18
内部	312	6	72	117	0	0	507
(de [CA	7	0	1	0	0	0	8
計	667	431	367	620	208	176	2,469
ĒΤ	16	4	3	3	0	3	29

資料:滝川市事務概要調べ

#### ■身体障がい者数の推移



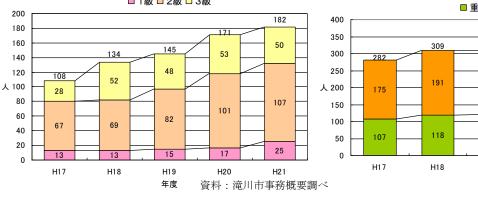
#### ■身体障がいの種類

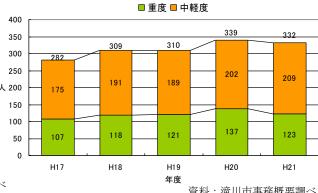


# ■精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

□ 1級 □ 2級 □ 3級

#### ■療育手帳交付者数(知的障がい者)の推移





資料:滝川市事務概要調べ

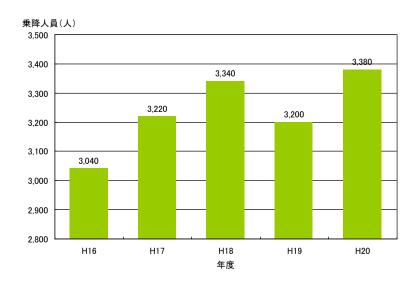
<sup>1</sup> 肢体:四肢の麻痺や欠損、あるいは体幹の機能障害、内部:心臓やぼうこう等の肢体以外の体の内部の障害、平衡:反射系と 中枢系の連携障害、体平衡系の異常によって起こる障害

## (4) 旅客施設・公共交通機関の概況

#### ① JR滝川駅

JR滝川駅の利用状況を一日当たり乗降人員数で見ると、平成17年度から平成20年度まで、3,300人前後で推移しています。JR滝川駅は、北海道の鉄道の重要幹線である函館線の特急停車駅、また、道東方面へ通じる根室線の始発駅であり、中空知地域の拠点的な旅客施設としての位置づけがあります。

#### ■ JR滝川駅の一日当たり乗降人員

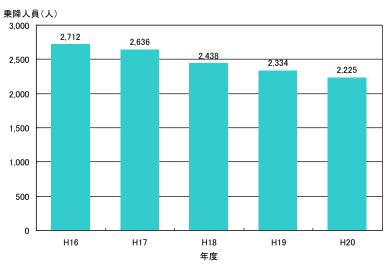


#### 資料:北海道旅客鉄道(株)

#### ② 中央バス滝川ターミナル

中央バス滝川ターミナルの利用状況を一日当たりバス乗降人員で見ると、平成16年度からは、 経年的に減少しており、平成20年度は約2,200人です。中央バス滝川ターミナルは、滝川市内 のほか、新十津川、歌志内、芦別、砂川、奈井江方面、また、高速バスでは札幌方面に運行して おり、中空知圏内の広域的な旅客施設としての位置づけがあります。

#### ■市内バスの一日当たり乗降人員



資料:北海道中央バス(株)

# 2.2 上位 · 関連計画

#### (1) 滝川市総合計画

滝川市では滝川市総合計画(平成 13 年 4 月策定)において『みんなでつくりみんなで育む健康文化のまち』をまちづくりのテーマとして本市の将来像を定め、土地利用においては市街地域を『秩序ある土地利用を図るとともに、高齢者や障がい者に優しく潤いのある環境を有した活力ある市街地形成をめざす』こととしています。また、まちづくりの目標においても『すべての人が健康で安心して暮らせるまち』として高齢者、障がい者も含め市民一人一人が明るく元気に、安心して暮らせるまちづくりを進めていくこととしています。

※同計画については、平成23年度に見直しを行いますが、都市づくりに関する部門については滝川市都市計画マスタープランの内容を反映することとなっています。

#### 第1章すべての人が健康で安心して暮らせるまち

#### 「共生のまちづくりの推進」

障害のあるなしにかかわらず、社会で生活するすべての人々が一人の人間として生活していくための「共生のまちづくり(ノーマライゼーション)」を一層推進します。そのため、社会福祉協議会や町内会など各種団体等との連携を深め、市民の主体的な取組を育成し、その理念の普及・啓発を一層図ります。

#### 「暮らしやすい都市環境の整備」

障害者や高齢者が行動する上での物理的な障壁を取り除くため、段差の解消や障害者用トイレの整備等のバリアフリー化を公共施設や道路をはじめとして民間施設においても促進し、さらに「ユニバーサルデザイン」に配慮した整備促進を図ります。

また、そうした整備が「特別の整備」から「当たり前の整備」として定着するよう普及・啓発にも努めます。

#### 第4章 すべての人が快適で潤いある環境が享受できるまち

#### 「躍動する都市を支える交通の整備」

「滝川市障害者計画」に基づき、高齢者や障害者にも配慮した歩道空間の整備を推進します。

#### (2) 滝川市障がい者計画

滝川市障がい者計画(計画期間:2008年度~2012年度)では、計画の基本的方向を、1.多様な生活を支えるサービスづくり、2.ライフステージや障がい特性に応じたサービスづくり、3.市民として共に生活する意識づくり、4.暮らしやすい都市環境づくり、5.障がい者施策を展開し推進する体制づくりとしています。

この中で、バリアフリーに特に関連の深い、「4.暮らしやすい都市環境づくり」及び「5.障がい者施策を展開し推進する体制づくり」では、施策の基本的方向を以下のように定めています。

#### 4. 暮らしやすい都市環境づくり

#### (1) 都市機能の整備促進

#### ①公共的施設・設備のバリアフリー化

公共施設・設備については、官公庁をはじめ、学校などの社会教育施設やスポーツ施設も含め、今後も車いす用スロープや障がい者用駐車場、オストメイト対応トイレなど、障がい者・高齢者等に配慮した計画的な整備・改善を、補助金等の活用を視野に入れて計画的に推進します。また、新たな施設や、公共性の高い民間施設についても、設置者等へ改善への協力を要請し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

#### ② 道路及び公園環境の整備

道路については、歩道の段差や点字ブロックの設置など、障がい者の安全な歩行環境を確保できるよう、必要性、危険性の高い箇所から重点的に改修を行ってきており、今後も安全に移動できるような設備の整備、改修に取り組みます。公園についても、段差の解消や、障がい者用トイレの設置、危険箇所の改善を推進します。

(中略)

#### (3) 交通機能の整備促進

障がい者や高齢者に配慮した福祉車両の拡充を働きかけていくとともに、福祉施設等へ通 所する場合の送迎サービスに対する補助を行います。また、重度障がい者に対するタクシー 料金の助成制度の継続、公共交通機関や高速道路の割引制度、障がい者の運転免許取得や車 両改造の補助などの各種制度の周知、利用促進を引き続き図っていきます。

#### 5. 障がい者施策を展開し推進する体制づくり

(中略)

#### (3) 啓発・広報の推進

障がいと障がいのある人を正しく理解し、偏見を取り除いていくことが、障がいのある人が地域で暮らしていくために非常に重要です。このため、広報たきかわを中心として、効果的な啓発活動を推進します。また、障がい者週間の告知はじめ、障がい者団体等のイベントや講演会当の広報・啓発活動を行います。

#### (3) 滝川市都市計画マスタープラン

滝川市都市計画マスタープラン(案)(計画期間:平成23年度~平成32年度)は、都市づく りのテーマを**市民が創る「北のエコ・コンパクトシティたきかわ**」として、下記の基本目標を掲 げています。

#### 基本目標 1: 高齢者・障がい者・子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくり

コンパクトで利便性の高い都市構造、ゆとりがあり快適に暮らせる居住環境、安心で安全に暮らせる都市、多様なニーズに対応できる都市を目指し、少子高齢社会において、高齢者、障がい者、子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくりを実現します。

#### 基本目標 2: 既存ストックを活かした活力ある都市づくり

既存都市基盤の維持・活用を図りながら、都市機能の集約化を進め、中空知圏の中心都市としての役割を強化し、また、交通利便性を活かしてさらなる都市の活力を創出することにより、既存ストックを活かした活力ある都市づくりを実現します。

#### 基本目標 3: 豊かな環境を守る・活かす都市づくり

重要な地域資源である豊かな自然環境、農村景観を保全し、また、石狩川、空知川の自然環境と密接に結びついた都市づくりをすすめるとともに、環境を活かして健康に暮らせる都市づくり、地球環境にやさしい都市づくりを目指し、豊かな環境を守る・活かす都市づくりを実現します。

#### 【コンパクト化の基本方針】

滝川市における「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、中心市街地の拠点機能の強化を図るとともに、これまで拡散的にひろがった市街地において、**3つの市街地を中心として戦略的にコンパクト化を図るとともに、3つの市街地間のネットワーク化により一体的な都市の形成を図る**としています。コンパクト化の基本方針は以下のとおりです。

#### (1)中心市街地の拠点機能の強化

都市の拡散による空洞化や活力低下が懸念される中心市街地の再生・活性化を図り、「エコ・コンパクトシティ」の核としての役割を担うため、中心市街地活性化基本計画との連携のもと、都市機能の集約、街なか居住の推進などにより歩いて暮らせるライフスタイルの実現、都市の中心地として市民の活動拠点の再構築を行います。

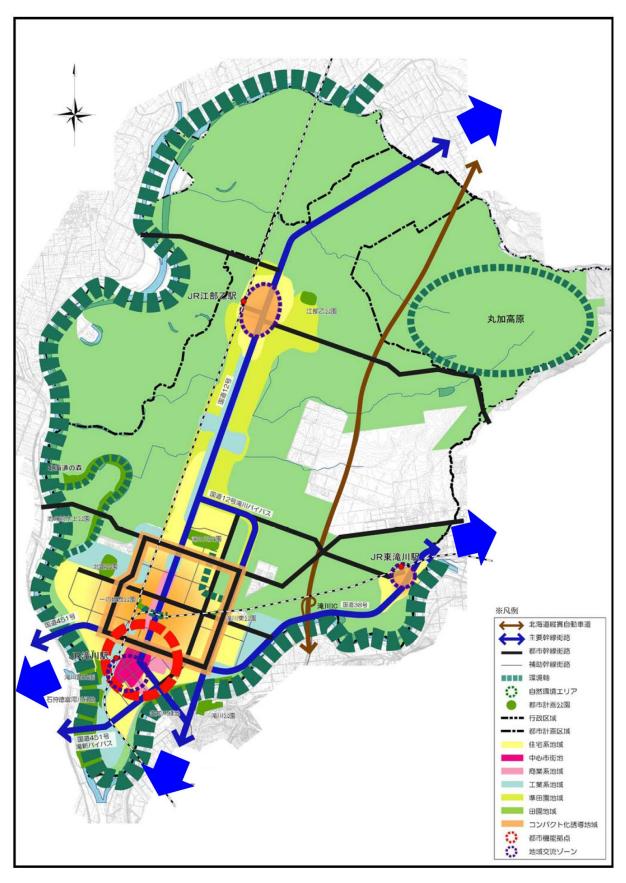
## (2) 3つのコンパクトタウンの形成

滝川市に適した「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、3つの「コンパクトタウン」を形成します。それぞれのコンパクトタウンは一定程度の自立性を保ちながら、地域の特性を生かしたライフスタイルを市民に提供します。また、空き地・空き家を活用し、コンパクトタウンにおける暮らしやすさと魅力の向上を図ります。

#### (3) コンパクトタウン間のネットワーク機能の強化

3つのコンパクトタウンは、それぞれの特徴を活かしながら相互に影響し合い、一体となった都市づくりを進めていきます。そのため、3つのコンパクトタウンを結ぶ主要幹線街路を活用し、アクセス性の向上、公共交通機関の利便性の向上などネットワーク機能の強化を図ります。

# ■将来都市構造図



資料:滝川市都市計画マスタープラン(案)

## (4) 滝川市都市交通マスタープラン

滝川市都市交通マスタープラン(案)(計画期間:平成23年度~平成42年度)では、滝川市が今後目指していく交通体系のテーマを「中空知圏の交通拠点としての役割を強化するとともにコンパクトな都市の骨格を形成し、円滑に移動でき、環境にやさしい交通体系」として、3つの基本的な視点(基本方針)を掲げています。

#### 1. 広域、中空知圏、都市内の多様なネットワークを支える交通体系

北海道の交通の要衝としての広域交通ネットワークの形成、中空知圏内の近隣市町村との交通ネットワークの形成、また、都市内の都市機能やコミュニティ拠点を結ぶ交通ネットワークの形成など、都市の活力を支える多様な交通ネットワークの形成を図ります。

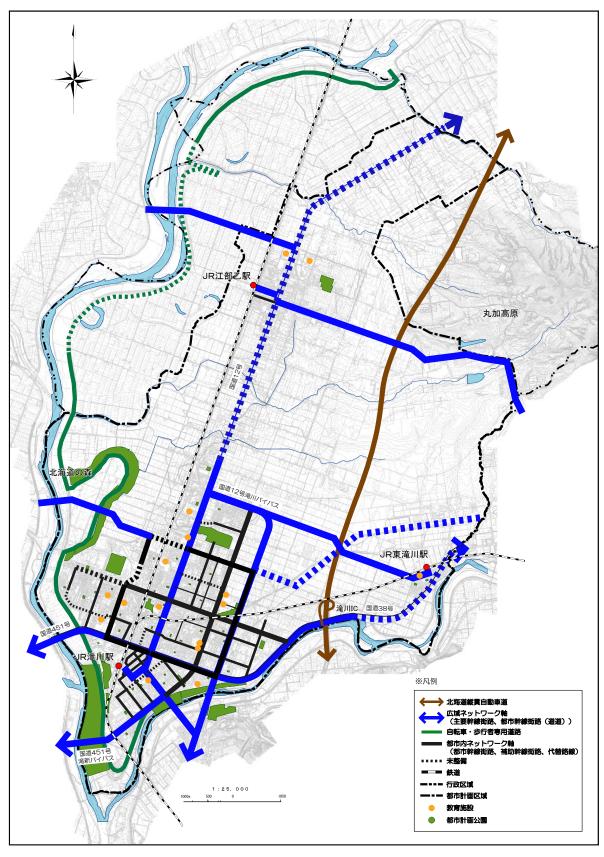
#### 2. 移動の円滑性、安全性、快適性を備えた交通体系

都市内通過交通の排除、車道の4車線化等による移動の円滑化、冬期交通の安全性確保、歩行空間のバリアフリー化等による安全・快適性の確保、豊かな自然環境に調和した都市内道路景観の整備、都市内幹線街路から住居街区へのアクセス機能強化など、市民の快適な暮らしを支える都市内交通環境の向上を図ります。

#### 3. 人と環境にやさしい交通体系

今後は、人と環境に視点をおいた交通体系の整備が重要であり、公共交通の役割をこれまで以上に重要なものとして位置づけ、高齢社会に対応した市民が利用しやすい体系を構築する必要があります。また、自転車・歩行者交通を重視し、市民が自転車を利用しやすく、歩行者が移動しやすい道路空間を形成するなど、二酸化炭素排出を削減し、環境負荷低減に寄与できる交通環境づくりを行います。

# ■自転車・歩行者ネットワークの整備方針図



資料:滝川市都市交通マスタープラン(案)

#### (5) 滝川市中心市街地活性化基本計画

滝川市中心市街地活性化基本計画(計画期間:平成20年3月~平成25年3月)では、賑わい再生を最終目標とする中心市街地活性化基本方針を

- I 住みよい生活ステージ形成 既存集積を活かし既存ストックの再生利用を基本として、機 能集積と街なか居住を推進し、市民活動の拠点となる中心市街地を形成する
- Ⅲ 商店街協働コミュニティ形成 多様な主体が実施する事業に商店街が協働し、多くの市 民が参加する活動を中心市街地に展開しコミュニティを再生する
- Ⅲ 回遊・滞留ルート形成 高齢者や子供にやさしい施設や市民活動の拠点施設を結び、「楽しさ」「賑わい」を演出する回遊・滞留のルートを中心市街地に構築する

と定め、下記の事業を推進しています。

#### ① 商店・飲食店街ゾーン

既存の4商店街(大通、銀座、鈴蘭、駅前)を中心とし、「賑わい再生ロード」を設定して、これを核として市民活動の活性化を図ります。

(・賑わい再生ロード事業・商店街拠点づくり事業)

#### ② 居住ゾーン

中心市街地エリアのなかで街なか居住の推進を図り、他の都市機能と連携して「歩いて暮らせる居住環境」を形成します。

(・街なか共同住宅推進補助事業・市営住宅の街なかへの移転、民間賃貸住宅の活用)

#### ③ 交流ゾーン

市内各所を結ぶ交通結節点であるJR 滝川駅周辺とし、活発な交流を促す機能を強化することにより、市民、市外の来訪者等による多様なコミュニティを形成します。

(・集いの広場事業・駅前広場の交流機能の向上)

#### 4 行政サービスゾーン

これまで進めてきた官庁街の形成をふまえ、市役所をはじめとした既存の官公庁施設の集積を活かし、さらなる機能向上、利便性向上、集約化を進めて市民生活の利便性向上を図ります。

(・滝川市立病院の改築・滝川市立図書館の移転・老朽化した建物の計画的な更新の検討)

#### ⑤ 福祉ゾーン

既存の福祉施設等の集積を活かし、福祉・交流機能を備えた高齢者マンション等の立地を 促進するなど、他の都市機能と連携して「高齢者等が歩いて暮らせる居住環境」の形成を図 ります。

(・福祉・交流機能を備えた高齢者マンション等の立地誘導)

#### ⑥ 事業所ゾーン

中心市街地の活性化を図る重要なゾーンとしてとらえ、今後も事業所の集積を図るとともに、商店・飲食店街ゾーン、交流ゾーンとの連携による回遊性向上等により、中心市街地の活性化を図ります。

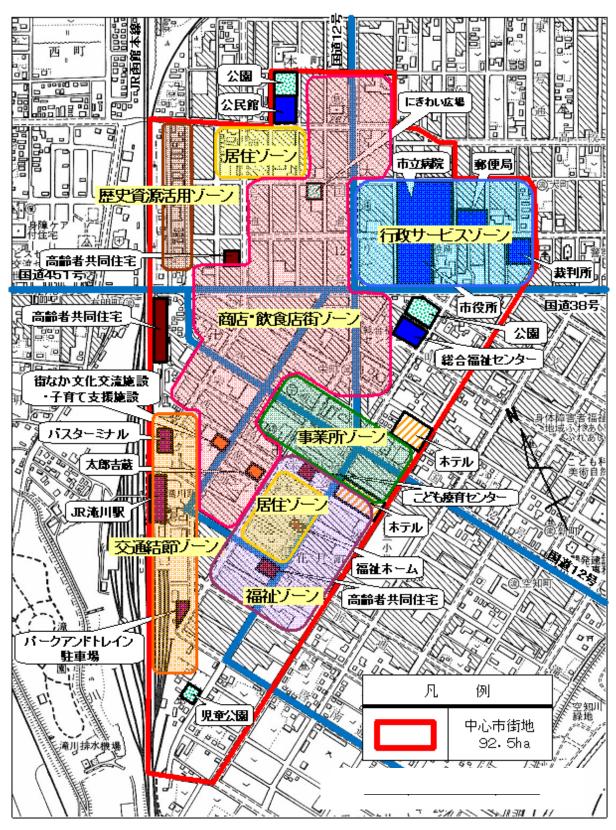
(・事業所の立地誘導・商店・飲食店街ゾーン、交流ゾーンなど、他のゾーンへとの回遊性の向上)

#### ⑦ 歴史資源活用ゾーン

滝川市の歴史を象徴する重要な地域資源と位置づけ、これらを活かして市民の交流、活動を促すとともに、都市の魅力向上を図ります。

(・歴史的建築物の活用事業)

#### ■中心市街地の整備方針図



資料:滝川市中心市街地活性化基本計画

# 第3章 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針

滝川市においては、高齢化の進展への対応や障がい者が様々な活動に参加する機会を確保する ことが求められていること等から、上位・関連計画や本市の地域特性を踏まえ、ハード面・ソフト面から以下のような重点整備地区の基本方針を定めます。

#### ① ユニバーサルデザインの視点に立った整備

すべての人が円滑に移動し、安全で快適に生活を営めるユニバーサルデザインの視点に基づいた中心市街地を形成するため、高齢者や障がい者等の視点を大切にしながら、利用しやすい歩行空間や施設などのバリアフリー化を進めます。

#### ② コンパクトで歩いて暮らせる地域づくり

滝川市都市計画マスタープラン、滝川市都市交通マスタープラン等の交通体系の整備方針を踏まえ、重点整備地区おいて利便性の向上によるコンパクトタウンの実現を図るため、既存ストックを有効に活用しながら、歩行空間と建築物等のバリアフリー化を進め、歩いて健康に暮らせる地域づくりを目指します。

# ③ 冬期の積雪・凍結に対する配慮

冬期間の歩道は、積雪により幅員が狭く、路面に凹凸ができ、凍結で滑るなど、歩きづらい状況となりますが、現状の除雪には限界があります。このため冬期間も快適な歩行空間を確保するため、沿道住民による砂まき等の協力(体制)やパートナーシップ強化に努めます。

#### ④ 心のつながりと仕組みづくりの促進

まち全体のバリアフリー化を進めるために、市民や企業の理解と協力を求めて、バリアフリーを行政と協働で進めるための啓発を行ないます。また、人と人とのつながりを深め、市民同士の助け合いや協力などマンパワーを活用する仕組みづくりを促進します。

このため地域住民や商店街との連携、ボランティア組織への協力など自発的な取り組みによる快適な歩行者空間づくりを促進します。

#### ⑤ 段階的な整備の推進

まち全体がバリアフリー化するまでには多大な資金と長い期間が必要ですが、長期的な視点を持ちながら、バリアフリー実現に向けて徐々に改善していきます。また、利用者が多い路線や施設、緊急的な整備が求められる部分や簡易な整備が可能な部分等は優先的に整備を進めていきますが、改修・改良時期に至らない道路や施設は、現状施設の活用による整備を行うことで効果的なバリアフリー化を進めます。

# 第4章 重点整備地区の設定

第2章2.2上位・関連計画及び第3章バリアフリー化の基本方針を踏まえ、重点整備地区を設定します。

## 4.1 地区の設定要件

重点整備地区の設定要件等は、バリアフリー新法第2条第21号と同法に基づき国が定めた移動 等円滑化の促進に関する基本方針<sup>2</sup>三の2において、次の①~④のように定められています。

#### ① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として、生活関連施設3のうち特定旅客施設又は特別特定建築物(官公庁施設、福祉施設等)に該当するものがおおむね3施設以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としており、その「徒歩圏内」の考え方の目安として、面積約400ha未満(2km四方)の地区としています。

#### ② 生活関連施設及び生活関連経路4についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められます。基本方針では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区としています。

# ③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

基本方針では、都市機能として、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを掲げています。各種バリアフリー 化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

#### ④ 境界の設定等

関係機関との連携や市民の理解を得ながら、バリアフリー化を一体的、着実に整備するため、 重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確 に表示して定めます。

<sup>2</sup> 移動等円滑化の促進に関する基本方針:国家公安委員会、総務省、国土交通省 告示第1号(平成18年12月施行)

<sup>3</sup> 生活関連施設: 高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の 施設

<sup>4</sup> 生活関連経路:生活関連施設相互間を結ぶ経路

# 4.2 重点整備地区の設定

滝川市の中心市街地に位置するJR滝川駅の周辺地区は、滝川市中心市街地活性化基本計画等により、計画的な土地利用の推進と駅を中心として多くの人が集い交流する活力ある地域拠点づくりが進められています。また、JR滝川駅を含む周辺地区には市役所や市立病院などの公共施設のほか、病院や福祉施設も多く存在し、かつ駅周辺住民の高齢化が進んでいる状況であることから、早急なバリアフリー化が求められています。

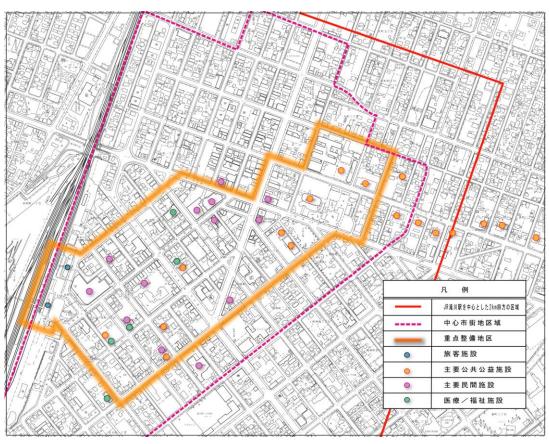
これらを踏まえ、重点地区の範囲を基本として以下の考え方に基づき設定します。

- 〇生活関連施設(旅客施設)であるJR滝川駅周辺の2km四方で市役所・市立病院等の公共施設を含む徒歩圏内
- 〇生活関連経路を包括する範囲
- 〇区域の境界は主要な道路、鉄道等の地形・地物を基本とし、他の関連事業 (滝川市中心市街地活性化基本計画における重点地区等) の範囲との整合性を図る

# 4.3 重点整備地区の区域等

地区の設定の考え方や重点整備地区要件等を踏まえ、下図に示す滝川駅東側の範囲を中心に、 バリアフリー化を重点的・一体的に推進する重点整備地区を設定します。

## ■重点整備地区 (滝川駅周辺地区)



# 第5章 生活関連施設及び生活関連経路の設定

# 5.1 生活関連施設の設定

生活関連施設には、公共・民間施設を問わず、様々な施設が該当します。「相当数の高齢者、障がい者等が利用する(バリアフリー新法第二条二十一号イ)」という観点で、滝川市民の利用の実情に応じて、幅広く設定します。また、生活関連施設の選定の考え方として、以下のような事項を考慮します。

- 〇不特定多数の人が利用する施設
- 〇公共性、公益性の高い施設
- 〇高齢者、障がい者等が日常生活及び社会生活において利用する施設
- 〇事業化に向け施設管理者や関係機関との調整を要する施設

#### (1) 対象となる生活関連施設等

重点整備地区におけるバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークを構成する「生活関連施設」及び「その他の施設」は、以下のように設定し、管理者等との協議を図ります。

#### ■生活関連施設

施設名	施設の名称	管理者	備考
旅客施設	J R滝川駅	J R北海道	特定建築物
	中央バス滝川ターミナル	北海道中央バス	特定建築物
建築物	滝川市役所・図書館	滝川市	特別特定建築物
	総合福祉センター	滝川市	特定建築物
	保健センター	滝川市	特定建築物
	滝川市南地区福祉ホーム	滝川市	特定建築物
	滝川市立病院	滝川市	特別特定建築物
都市公園	平和公園	滝川市	街区公園

#### ■その他の施設

施設名	施設の名称	管理者	備考
信号機	自動信号機・音響信号機	公安委員会	
	手動信号機	公安委員会	
道路標識・道路標示	視覚障がい者用横断帯等	公安委員会	
		道路管理者等	

#### (2) 生活関連施設における移動等円滑化に関する事項

設定した生活関連施設におけるバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。

#### ① 生活関連施設

#### 1) 旅客施設(JR滝川駅)

JR滝川駅の管理者である北海道旅客鉄道(株)と行政が協力して、高齢者、障がい者及び 妊婦や子供たちも快適に安心して利用できるよう駅舎のバリアフリー化を目指します。

- ○駅舎内、プラットホームに視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- ○出入口付近に施設の構造及び移動円滑化の主要設備配置を示す点字案内板を設置します。
- ○駅舎出入口ドアに車いす使用者が使いやすい自動ドアを設置します。
- ○改札口から各プラットホームに繋がる跨線橋にエレベーター等の昇降設備を設置します。
- ○改札口からの段差が3段ある1番プラットホームの段差を解消します。
- ○駅舎内トイレ入口部分における段差解消と障がい者用トイレを設置します。
- ○「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(以下「公 共交通移動等円滑化基準」という)」に基づき整備します。

#### 2) 旅客施設(中央バス滝川ターミナル)

バスターミナルの管理者である北海道中央バス(株)と行政が協力して、高齢者、障がい者 及び妊婦や子供たちも快適に安心して利用できるよう、バスターミナルのバリアフリー化を目 指します。

- ○改札口ドアにおける車いす使用者の通行に支障のないような幅員の確保やドアを改善します。
- ○バスターミナル内における視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- ○その他移動円滑化に要する設備は「公共交通移動等円滑化基準」に基づき設定します。

#### 3) 建築物

- ○滝川市役所・図書館、総合福祉センター、保健センター、滝川市南地区福祉ホーム、滝川市 立病院では、すべての人が安全かつ円滑に当該建築物を利用できるよう、道路等の敷地の外 部から施設内までの1つ以上の移動経路を確保するために、今後、施設管理者と協議・調整 を進め、必要な整備内容を設定します。
- ○建築物特定施設5は、バリアフリー新法の利用円滑化誘導基準及び「北海道福祉のまちづくり 条例6」に基づき整備します。

<sup>5</sup>バリアフリー新法施行令第6条に規定される建築物内の移動に関わる施設。出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等が含まれる。

<sup>6</sup>バリアフリー化のため平成 10 年 4 月から施行された条例であり、ユニバーサルデザインの普及や社会情勢変化に伴いハード・ソフト両面からの総合的な福祉のまちづくりを進める観点にたち平成 15 年 8 月に改正されている。

#### 4) 都市公園

- ○平和公園では、高齢者、障がい者及び妊婦や子供たちも、快適に安心して利用できるように 努め、引き続き必要な維持管理を行います。
- ○「都市公園移動等円滑化基準」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき整備します。

#### (3) 公共交通機関における移動等円滑化に関する事項

公共交通機関のバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。

#### ① 鉄道車両

鉄道車両のバリアフリー化については、北海道旅客鉄道(株)とともに継続的な推進が図られるよう努め、利便性の高い交通環境の整備を進めます。

○車両の更新の際には、「公共交通移動等円滑化基準」等に基づき導入します。

#### ② バス車両

バス車両のバリアフリー化については、バス事業者(北海道中央バス(株)、空知中央バス (株))とともに中長期的な対応として車両更新時の低床バス導入の継続的な推進が図られる よう努め、利便性の高い交通環境の整備を進めます。

○車両等更新の際には、「公共交通移動等円滑化基準」等に基づき導入します。

# 5.2 生活関連経路の設定

5.1 で設定した生活関連施設をネットワークする生活関連経路を設定します。

重点整備地区内でネットワークを構成する生活関連経路は、以下のような事項を勘案して設定することが重要です。

- 〇旅客施設と市役所、市立病院等官公庁施設、福祉施設を最短で結ぶ骨格となる経路
- 〇より多くの人が通行する道路種別が補助幹線以上の道路(特に主要幹線道路)
- 〇生活関連施設の立地状況や重点整備地区の歩行者ネットワークの実情を十分に考慮した経路

移動円滑化のための取り組みについては、重点整備地区内の施設配置、歩行者等の移動実態を 考慮し、実効性・即効性の高い経路を優先して順次取り進めていくこととします。

重点整備地区内の生活関連経路以外の経路についても、必要に応じてバリアフリー化を順次進めます。

### (1) 対象となる生活関連経路等

重点整備地区内のバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークを構成する生活関連経路の道路 及びその区間は、以下のように設定し、管理者との協議を図ります。

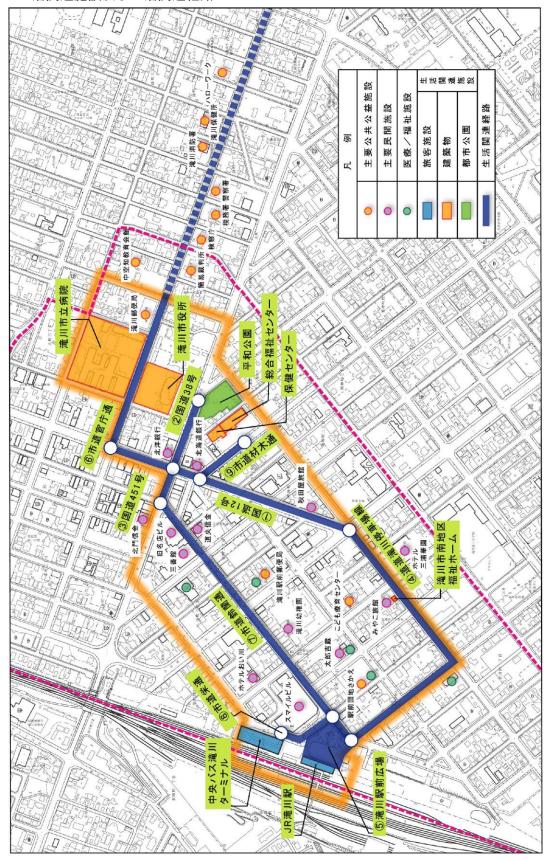
#### ■生活関連経路

種類	路線名	区間
国道	①国道 12 号	花月町1丁目~大町2丁目
	②国道 38 号	国道 12 号交点~明神町 2 丁目
	③国道 451 号	本町1丁目~国道12号交点
道道	④道道滝川停車場線	鈴蘭通~国道 12 号交点
市道	⑤滝川駅前広場	<b>滝川駅前(鈴蘭通)</b>
	⑥市道官庁通	国道 12 号交点~大町 1 丁目
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場~国道 451 号交点
	⑧市道栄通	鈴蘭通~バスターミナル
	⑨市道材木通	国道 12 号交点~明神町 1 丁目

#### (2) 生活関連施設及び生活関連経路の設定

重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路は以下の図に示すように設定します。

## ■生活関連施設及び生活関連経路



## (3) 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項

設定した生活関連経路のバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。なお、長期的な 展望を明らかにする観点から、重点整備地区内において中長期的な対応が必要な生活関連経路以 外の道路も含めて、包括的に示します。

#### 1) 歩道の段差、傾斜、勾配等の改善

歩道の段差、傾斜、勾配等の不良箇所、路面の凹凸、波打ち等については、周辺状況を考慮しつつ維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものは道路改良等の時期に合わせてバリアフリー整備を行い、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるように改善します。

#### 2) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置と改善

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置するとともに、既設ブロックの形状や色の改善を行います。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

#### 3) 放置自転車対策

駅前の歩道上、特にJR滝川駅から中央バス滝川ターミナルに至る区間及び駅前再開発ビル公開空地側に常時自転車が不法に駐輪され歩道幅員が狭くなっています。歩道上の迷惑駐輪を防止するため、駅前駐輪場の利用促進に向けた啓発や関係機関と連携した適切な指導と各種ハード整備事業の中で駐輪場の新設等の対策も検討します。

#### 4) 信号機等の改善

視覚障がい者が安全·安心に道路を横断できるように必要な箇所に音響式信号機等の設置を検 討します。

#### 5) 冬期間における歩行環境の改善

冬期間は、積雪や路面の凍結等により、有効な歩道幅員が確保できなかったり、つるつる路面 等により歩行しづらい状況となることから、適切な対策を検討します。

また、快適な歩行環境確保のためには、地域住民の協力が不可欠となることから、地域住民や商店街関係者との連携を図り、冬期対策に取り組みます。

#### (4) その他施設の移動円滑化に関する事項(滝川駅前広場)

滝川駅前広場整備に当たっては、以下の整備方針に基づき、関係機関と検討を図ります。

#### 1) 歩行者導線の確保

JR滝川駅から中心市街地や中央バス滝川ターミナルへ至る駅前広場内の歩行空間は規定の幅員は確保されていますが、地下歩道入口部分に近接していることから歩行者が利用しやすい導線となっていません。歩行者や車いす等に十分配慮した歩行空間となるよう幅員拡大を含め導線の改善を行います。

#### 2) 駅前広場内の段差や勾配、凹凸の改善

駅前広場における歩道部舗装面の破損や凹凸による障害、マンホール蓋周囲のインターロッキングブロック舗装の沈下、段差及び勾配等については、維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものはその整備時期に合わせてバリアフリー整備を行い、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるように改善します。

### 3) 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置します。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

#### 4) わかりやすい案内サインの設置

JR滝川駅から他の交通機関(バス、タクシー)へのアクセスをスムーズに行なえるようにわかりやすい案内サインを設置します。

# 第6章 重点整備地区の現状と課題

# 6.1 現況調査

# (1) フィールドチェック調査等

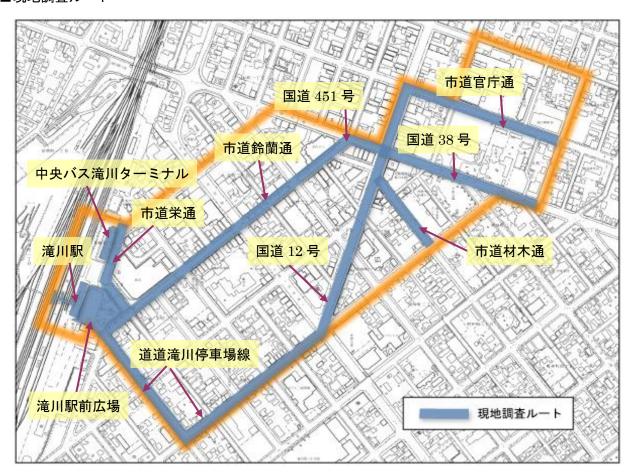
重点整備地区の旅客施設であるJR滝川駅及び中央バス滝川ターミナル、また生活関連経路について、現地を踏査して点検調査を実施しました。

当日は車いす使用者や視覚障がい者の方々に参加をいただき、障がいを持った方の視点による 障壁のチェックを行い、問題や課題に対する意見を基本構想策定の参考に出来る限り反映するこ ととしました。

【フィールドチェック調査日時】 : 平成 16 年 9 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分~午後 4 時

【現地調査日時】 : 平成 22 年 9 月~12 月

## ■現地調査ルート



※フィールドチェック調査等の詳細については、資料編「1.フィールドチェック及び現地調査の調査結果」を参照

## (2) 市民意識調査

#### ① 調査方法

バリアフリー基本構想の重点整備地区を含む中心市街地内の主要な施設や道路の移動円滑性 について、バリアフリーと関係の深い市民団体より若干名参加いただき、インタビュー形式の意 識調査を行いました。

#### ② 調査概要

調査日時:平成23年1月14日(金)14時~15時30分

・場 所:滝川市役所 401 会議室

・参加人数:9名(社会福祉法人滝川社会福祉協議会、滝川障がい者団体連絡協議会、 滝川市老人クラブ連合会、滝川市町内会連合会連絡協議会から参加)

・調査内容:日常生活において感じている道路や建築物のバリアについて、 重点整備地区におけるバリアについて

•調査状況:





#### ③ 調査結果の概要

※重点整備地区内の現状と課題に関しては、フィールドチェック調査等における結果と相違ない。 《ハード整備》

- ・バリアフリー整備の中で段差の解消が一番優先的に取り組むべきである。
- ・JR 滝川駅のバリアフリー化は期待が大きい。
- ・肢体不自由者や視覚障がい者など様々な障がいを持った方に配慮した整備が必要である。
- ・バリアフリー整備も必要だが、整備後の適切な維持・管理も必要である。

#### 《ソフト施策》

- ・子どもからお年寄りまで誰もがバリアに対し、理解することが望ましい。
- ・自ら率先して助ける心遣いを啓発していく必要がある。

#### 《持続的な発展のために》

- ・重点製備蓄に限らない全市的なバリアフリー化を進めるべきである。
- ・高齢社会の進展を見越した継続的なバリアフリー化による地域活性化を進めるべきである。

# 6.2 バリアフリー化に向けた問題点・課題

フィールドチェック結果及び現地調査結果から下記の問題・課題が整理され、それぞれ対応や解決策を検討し、具体的な特定事業につなげていきます。

調査 箇所	チェック ポイント	問題点・課題
J	■ホーム	改札口からホームにつながる跨線橋にエレベーター等の昇降設備及び音響施設が設置されていない。1番ホームに3段の段差があるため利用が困難
R 滝 川	■駅出入口	風除室のドアが手動式のため開閉が困難 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設は施設内のみで外からの誘導がされていない
駅	■トイレ	トイレの出入口には段差があり、手動式のため車いす等には利用が困難。多目的トイレも 設置されていない。視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
タ中	■出入口	出入口の段差が車いす使用者の障害であり、出入口のドアが手動式のため開閉が困難
央	■待合所	待合所に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
ナスル滝川	■改札口	通路幅が狭く車いすの大きさによって通過困難な改札口。改札口のドアが手動式のため開 閉が困難
	■ホーム	転落防止用の柵がなく視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
駅滝前川	■駐車場	身体障がい者専用の駐車場が設置されていない
広場	■その他 (案内板等)	駅周辺の総合案内板がない。視覚障がい者の用誘導ブロックが敷設されていない
	○国道 12 号	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。歩道の横断勾配は緩やかで 車いすの通行幅は確保されているが、舗装が不陸となっている
	○国道 451 号	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、基準に合致していない。 横断勾配が急となっている
	○国道 38 号	交差点部は視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。幅員や舗装の状態は良好であるが、インターロッキングブロック舗装の車いす使用者への悪影響が懸念される
道路	○道道滝川停 車場線	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが舗装と同色で弱視者は見え づらい。幅員は確保されているが、舗装の不陸や勾配が急となっている
LO LO	○市道官庁通	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。幅員は確保されているが、 舗装が不陸状態である
	○市道栄通	自転車が歩道幅員の大半を占めており、車いすに限らず歩行者の通行に支障をきたしている。幅員は確保されているが横断歩道がなく勾配も急である 地下歩道の出入口・昇降施設は車いすや視覚障がい者に対応していない
	○市道鈴蘭通	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、舗装と同色で弱視者は見 えづらい。舗装の不陸や勾配が急となっている
で表面		市道東二号通と市道文化通の交差点は、過去に横断歩道の白帯と視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていたが、当該交差点部は地下通路が設置されており、その後白帯が撤去された。現況は横断歩道があるかのごとく、視覚障がい者誘導用ブロック等が整備されていることから、視覚障がい者にとって危険である
全	○信号機	国道 38 号及び市道官庁通の市役所付近の横断歩道において、交通弱者用押しボタンが設置されているが、視覚障がい者に対応した信号機となっていない
ソフト面		市民に障がい者の気持ちを伝えたり、気づいてもらうことが大切である

# 第7章 実施すべき特定事業等に関する事項

基本構想においては、生活関連施設及び生活関連経路等の整備を早期に実施し、重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、各事業者において特定事業を以下のとおり定めます。また、 基本構想の策定後、各特定事業の実施者は可能な限り速やかに(おおむね1年以内)「特定事業計画」を作成します。

# 7.1 道路特定事業

#### (1) 基本方針

- ・「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュ アル」に基づき、生活関連経路の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

#### (2) 路線別事業

種類 (管理者)	路線名	区間	予定事業期間
国道 (北海道開発局)	①国道 12 号	花月町1丁目~大町 2丁目	平成 24 年度以降概ね 10 年を目途に 整備を図る
	②国道 38 号	国道 12 号交点~明神 町 1 丁目	
	③国道 451 号	本町1丁目~国道 12 号交点	
道道 (北海道)	④道道滝川停車場線	鈴蘭通~国道 12 号交 点	平成 24 年度以降概ね 5 年を目途に 整備を図る
市道 (滝川市)	⑥市道官庁通	国道 12 号交点~大町 1 丁目	平成 26~29 年度にかけて整備を図 る
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場~国道 451号交点	平成 23~25 年度にかけて整備を図 る
	⑧市道栄通	鈴蘭通~バスターミ ナル	平成 24~26 年度にかけて整備を図 る
	⑨市道材木通	国道 12 号交点~明神 町 1 丁目	平成 27 年度以降概ね 3 年を目途に 整備を図る

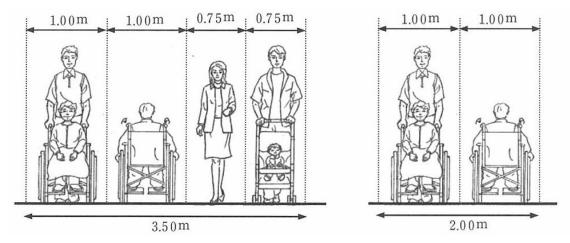
なお、③国道 451 号、⑦市道鈴蘭通については、歩道と民地(店舗等入口)が接した状態となっており、歩道のバリアフリー整備基準と段差対策との双方に配慮する必要があります。また、道路特定事業に位置づけられた道路沿線の建物所有者においても、増築・改築時には段差解消も含め、バリアフリー対策を行うよう努める必要があります(バリアフリー新法では建築面積 2,000 ㎡以上の特定建築物が義務付け)。

これらの路線については、他の路線と並行し、市民や施設管理者との理解・協力のもと、早期 にバリアフリー化を図ります。

#### (3) 整備方針

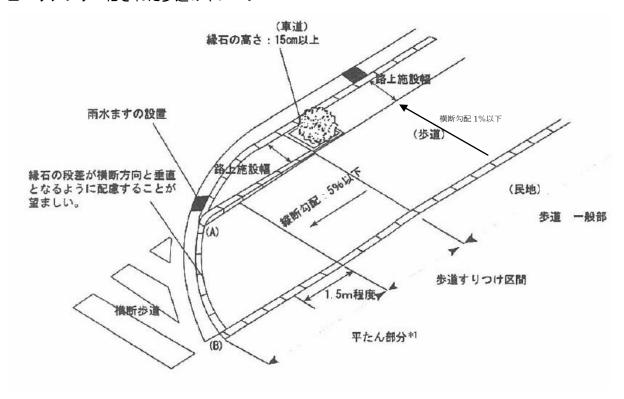
・道路構造においては、車道と明確に分離された安全な歩道を設置し、車いす使用者がいつでも すれ違える幅員を確保します。歩行者の交通量の多い歩道については 3.5m、その他の歩道は 2.0m 以上を原則として有効幅員を確保します。

#### ■有効幅員のイメージ



・歩道一般部においては、車いす使用者等が通行しやすいように横断勾配を原則 1%(困難な場合は 2%)以下とします。また縦断勾配は原則 5%(困難な場合は 8%)以下とします。また、波打ち歩道とならない平たんな整備を図ります。

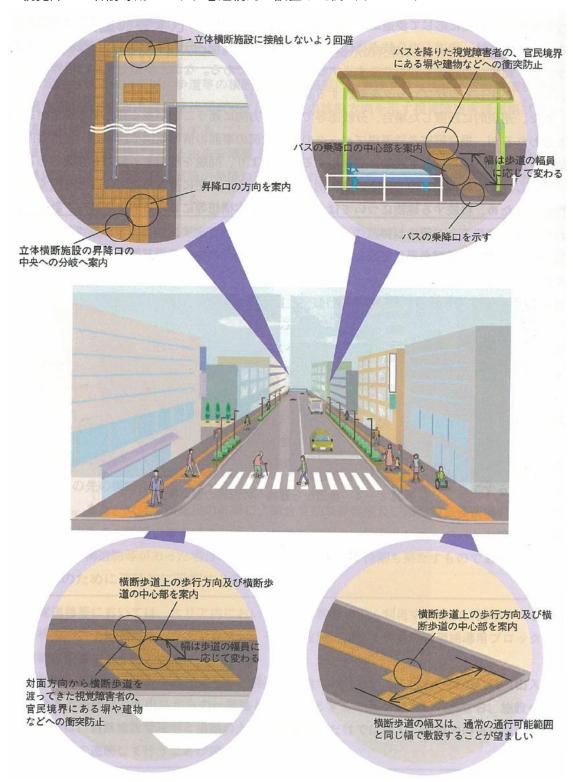
#### ■バリアフリー化された歩道のイメージ



・交差点の巻き込み部や駐車場出入口等の歩道では、横断勾配、縦断勾配に配慮し、移動時の上下左右の急な傾きがないようにします。

- ・交差点部においては、車いす使用者等の利用者が安心して信号待ちができるように、平たんな 部分を設けます。
- ・視覚障がい者等に配慮して、歩道一般部、交差点部などに、全国共通の規格を採用した視認性 が高くすべりにくい素材の視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。

# ■視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置した例 (イメージ)



資料: P.28,29 の図は「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン(編集・発行:(財)国土技術研究センター)」より抜粋

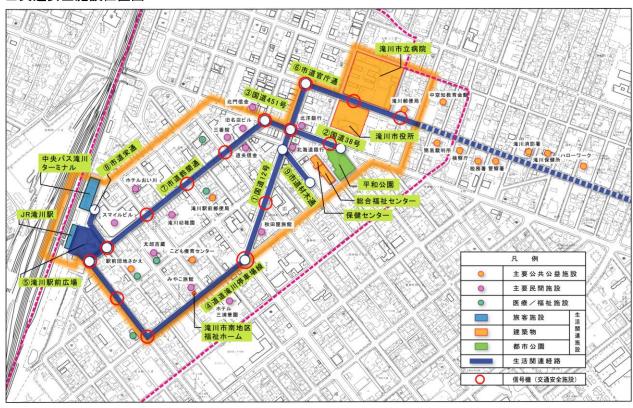
# 7.2 交通安全特定事業

## (1) 基本方針

- ・「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、交通安全施設の移動円滑化を実施します。また、事業の実施に当たっては、生活関連経路の整備と密接な関わりがあることから、道路事業者と連携して整備を図ります。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

#### (2) 路線別事業

# ■交通安全施設位置図



路線名(事業者)	区間	整備内容	予定事業年度
①国道 12 号	花月町1丁目~		
(北海道公安委員会)	大町2丁目		
②国道 38 号	国道 12 号交点~		平成 24 年度以降概ね 10 年を目
(北海道公安委員会)	明神町1丁目		途に整備を図る
③国道 451 号	本町1丁目~		
(北海道公安委員会)	国道 12 号交点		
④道道滝川停車場線	鈴蘭通~	信号機の改良(音響機能の整	
(北海道公安委員会)	国道 12 号交点	備、歩行者用青時間の確保)	平成 24 年度以降概ね 5 年を目
⑤滝川駅前広場	滝川駅前(鈴蘭		途に整備を図る
(北海道公安委員会)	通)		
⑥市道官庁通	国道 12 号交点~		平成 26~29 年度にかけて整備
(北海道公安委員会)	大町1丁目		を図る
⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場~		平成 23~25 年度にかけて整備
(北海道公安委員会)	国道 451 号交点		を図る

### (3) 整備方針

(2)に示した生活関連経路の区間で共通して実施する交通安全特定事業の整備方針は以下のとおりです。

### 1) 道路標識及び道路標示の設置に関する事業

- ・道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化等を実施します。
- ・道路標示については、適切な補修・高輝度化を実施します。

### 2) 信号機の改良事業

・音響機能付信号機の設置を実施し、歩行者用青信号時間の適切な設定や利用しやすいボタン の配置等の多角的な視点にも配慮します。

### 7.3 旅客施設特定事業

### (1) 基本方針

- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、JR 滝川駅の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

### (2) 旅客施設事業

施設名 (事業者)	整備内容	予定事業期間
JR 滝川駅 (北海道旅客鉄道 (株))	跨線橋エレベーター設置 コンコース段差解消 自動ドア設置、視覚障がい者誘導用ブロッ ク設置等	平成 22 年度から整備中

なお、中央バス滝川ターミナルについては、施設の改築時等に移動円滑化に関する問題を解消 するための整備を図ります。また、施設内を安全に利用できるよう、必要な情報提供を継続しま す。

### (3) 主な整備内容

- ・駅出入口には、車いす使用者等に配慮した自動ドアを設置します。
- ・駅出入口、駅舎内及びプラットホームは段差を解消します。
- ・改札は車いす使用者に配慮した幅にします。
- ・ 跨線橋にはエレベーター (3箇所)を設置します。
- ・視覚障がい者等に配慮して、駅出入口、駅舎内及びプラットホームに、全国共通の規格を採用 した視認性が高い、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- ・公衆トイレ内は段差を解消し、トイレ出入口は、車いす使用者に配慮した幅とし自動ドアとします。
- ・車いす使用者、妊婦や乳幼児連れなどに配慮し、多目的トイレを設置するとともに、オストメ イト対応の設備にします。

### 7.4 その他の事業

### (1) 基本方針

- ・「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュ アル」に基づき、駅前広場の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

### (2) その他の事業

種類 (管理者)	路線名	区間	予定事業期間
駅前広場	⑤滝川駅前広場	滝川駅前 (鈴蘭通)	平成24年以降5年を目途に整備を図
(道路管理者・JR)			る

### (3) 主な整備内容

・駅前広場においては、駅利用者等の歩行者にとっての主導線の円滑性を優先させ、広場内では 身障者用駐車場の優先的な配置、バスベイ(バス乗降場)やタクシーベイ(タクシー乗り場) の利便性・安全性の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの整備を行います。

### 7.5 冬期間における歩行環境の改善

### (1) 基本方針

・本市は道内有数の多雪地域であることから、積雪期の移動円滑化に対する改善及び冬期に重要性を増す公共交通機関の利用円滑化に対する改善として、歩行空間や滞留空間の積雪・凍結対策を実施します。行政や事業者が対策の中心的な役割を担いますが、積雪・凍結対策は、高齢者や障がい者を含め、あらゆる市民の問題であり、可能な範囲で市民も対策の役割を担います。

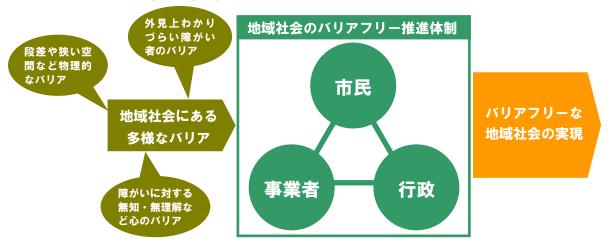
### (2) 改善方策

- ・生活関連経路の歩道・バス停留所を中心とした重点的な除排雪の実施による移動空間等の確保
- ・砂まき等、凍結対策における行政と市民・事業者の協力体制の確立
- ・滝川流雪溝の利用による積雪期の安全で快適な歩行空間の確保

# 第8章 バリアフリー化の推進方策

滝川市における総合的なバリアフリーを実現するためには、行政(滝川市、道路管理者、公安委員会)、事業者(公共交通事業者、民間事業者)及び利用者である市民が以下に示すそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りつつ推進していかなければなりません。

### ■バリアフリーな地域社会の実現 (イメージ)



### (1) 市民の役割

- ○地域社会には外見上わかりづらい障がい(聴覚、内臓、精神等)など、多様な種類の障がいがある人がおり、多様な障壁を取り除く努力を地域社会全体で行う「心のバリアフリー」に配慮した行動に努めます。
- ○日常的に、高齢者や障がい者等の移動等を手助けする等積極的に支援します。
- ○不適切な駐輪、不法駐車等によるバリアフリーに対する阻害行為を行なわないようにするなど、 交通ルール、マナーを順守します。
- ○積雪期には、流雪溝を利用して除排雪を行う、地先のつるつる路面に砂まきをするなど、冬期 歩行空間確保に努めます。

### (2) 事業者の役割

- ○特定建築物の所有者、建物管理者等は、既存施設の適切な維持管理を行い、一定規模以上の増築、改築などの場合は適切にバリアフリー化を図るなど整備改善に努めます。
- ○民間事業者は、利用者の意向を把握し、従業員教育を通して高齢者や障がい者等の移動や行動 を積極的に支援します。
- ○公共交通事業者等は、基本構想に位置づけられた特定事業計画を踏まえ、適切にバリアフリー 化を図るとともに、ソフト面でも移動円滑化に繋がるサービスの向上を図ります。
- ○積雪期には、流雪溝を利用するなど店舗や会社の周囲の除排雪を行い、つるつる路面に砂まきをするなど、冬期歩行空間対策に努めます。

### (3) 行政の役割

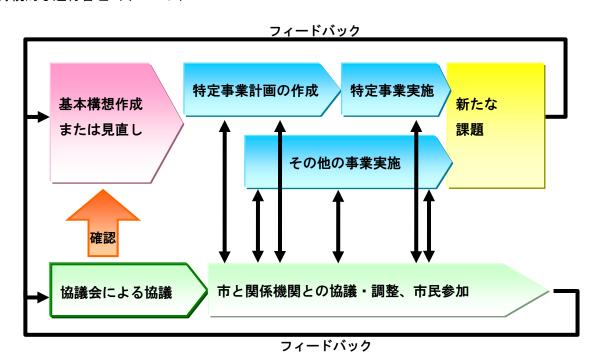
- ○高齢者や障がい者等の移動円滑化のために必要な情報を提供します。
- ○移動円滑化等に対する市民の意見を把握し、必要に応じて事業や施策に活かします。
- ○移動円滑化のための事業に対する支援措置、移動円滑化や心のバリアフリーに関する地域住民 の理解を深めるための広報啓発活動等に努めます。
- ○積雪期には、生活関連経路の歩道、横断歩道の除排雪を行うなど、冬期歩行空間対策を行います。
- ○各種事業の実施にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見を適切に反映 するよう努めるとともに、各事業者や関係機関と十分な協議や調整を図り、一体的に効果的な バリアフリー整備を進めていきます。

### (4) 進行管理

基本構想の策定後は特定事業計画を作成し、事業の実施・完了及び検証や継続的な施策内容の改善・向上に取り組むため、地域の特性を踏まえつつ利用者の声に耳を傾け、常により良い地域づくりを進めるための進行管理を行う体制を構築することが重要です。

基本構想の見直しには協議会による協議、特定事業計画作成後は市と関係機関との協議・調整 や市民の参加協力を得ながら持続的に推進していくことが重要です。

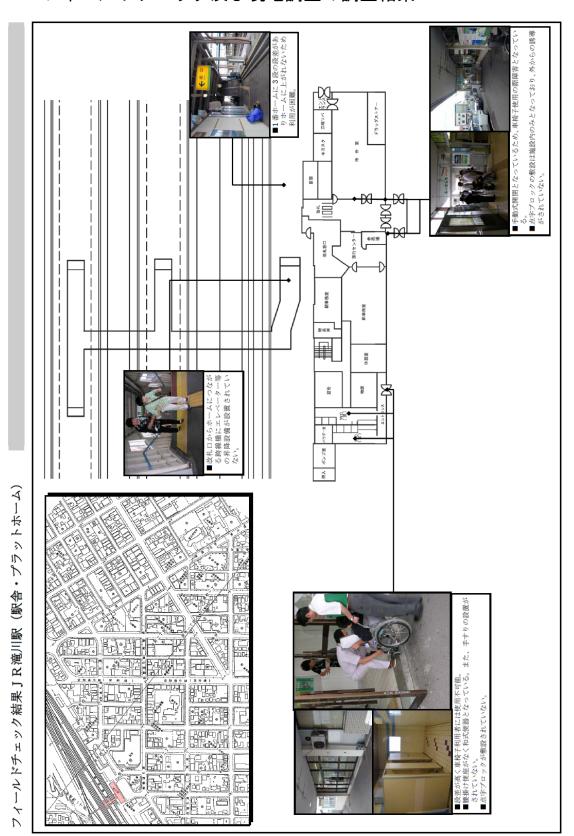
### ■持続的な進行管理(イメージ)



34

# 資料編

# 1. フィールドチェック及び現地調査の調査結果



■駅周辺の案内表示板がない。 イメクーロッキングの沈下や、マンホールの限差がある。 車角駐車場がない。 目転車等により通行障害となっている。 点字ブロックが敷設されていない。

フィールドチェック結果滝川駅前広場

■通路幅が狭く車椅子の大きさによっては、事動式のため開閉に困難。 ■バスターミナル内に点字プロックが敷設 されていない。 符合室 ブラットホーム ■転落防止用の点字プロックが敷設され いないホーム。 待合政 単数地 フィールドチェック結果中央バス滝川ターミナル 者の障害となっている。 者の障害となっている。 ■出入口のドアが重く開閉は 困難である。

37

歩道と車道の段差が高く、ところどころ一人では歩行が困難な箇所がある。 1勾配が全つながに困難である。 送金点を示す警告フロックはあるが、老朽化や識別不可能な箇所がある。 1積断步道及び周辺に段差付のマンホールがあり歩行の障害となっている。 音響信号機が設置されていない交差点信機。 歩道上に駐輪され、歩道幅員が狭くなり通 行に支障がある迷惑駐輪自転車。 フィールドチェック結果道路(鈴蘭通・国道451号・国道12号・官庁通) |インターロッキングの沈下による段差 歩行の障害となっている。

38

### ■JR 滝川駅(旅客施設)

### 写真

### 現況コメント



### JR滝川駅:

根室線(富良野方面)のホームは段差があり、視覚障がい者誘導用ブロックも設置されていない。(1番ホーム)



### JR滝川駅:

函館線(札幌方面・旭川方面)の特急のホームは、跨線橋を階段で移動しなければならない。(4~7番ホーム)



### JR滝川駅:

跨線橋の階段に音響施設が設置され ていない。

# 写真 手洗所 LAVATORY

### 現況コメント

### JR滝川駅:

トイレの出入口には段差があり、自動 ドアではないため、車いす等では利用 が困難である。また、多目的トイレも 設置されていない。

さらに、トイレから駅舎出入口までは、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。

### ■中央バス滝川ターミナル (旅客施設)



### 現況コメント

### 中央バス滝川ターミナル:

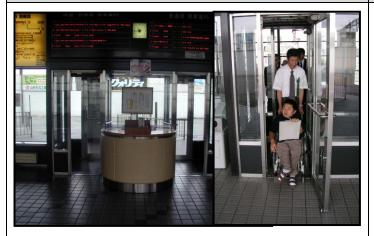
出入口の段差が、車いす使用者の障害となっている。また、出入口のドアが手動式のため開閉が困難である。



### 中央バス滝川ターミナル:

待合所に視覚障がい者誘導用ブロックが、敷設されていない。

### 写真



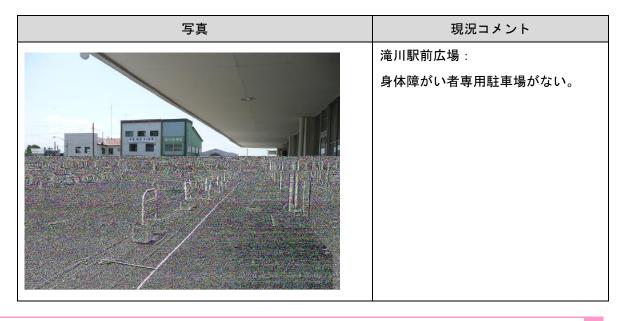
中央バス滝川ターミナル: 通路幅が狭く車いすの大きさによっ ては、改札口が通過困難である。ま た、出入口のドアが手動式のため、 開閉に困難である。

現況コメント



中央バス滝川ターミナル: 転落防止用の柵がなく、視覚障がい 者誘導用ブロックが敷設されていない。

### ■滝川駅前広場



### 写真 現況コメント



# 滝川駅前広場:

駅周辺の総合案内板がない。



### 滝川駅前広場:

視覚障がい者誘導用ブロックが敷設 されていない。



### 滝川駅前広場:

送迎車専用の駐車場は設置されているが、身体障がい者専用駐車場がない。

### ■道路(国道・道道・市道)

### ① 国道 12号

# 写真

### 現況コメント

国道 12号:743

国道 12 号と官庁通の交差点には、視 覚障がい者誘導用ブロックが敷設さ れている。



国道 12号:745

歩道の幅員には車いすの通行幅は確保されている。また、自転車通行帯が分離されている。



### 国道 12 号:

歩道の横断勾配は緩やかであるが、 インターロッキングブロック舗装の 目地や平板舗装の凸凹が車いすの円 滑な移動などに、影響を及ぼすこと も懸念される。

### 写真



### 現況コメント

### 国道 12号:

平板舗装はひびわれがあり、インターロッキングブロック舗装の目地の凹凸も車いすの円滑な移動などに、影響を及ぼすことも懸念される。

### ② 国道 451号

### 写真



### 現況コメント

### 国道 451 号:

インターロッキングブロック舗装の 目地の凸凹が車いすの円滑な移動な どに、影響を及ぼすことも懸念され る。

なお、視覚障がい者誘導用ブロック は、横断歩道部にのみ敷設されてい る。





急な横断勾配やインターロッキング ブロック舗装が車いすの円滑な移動 などに、影響を及ぼすことも懸念さ れる。

また、横断歩道部に敷設された視覚 障がい者誘導用ブロックが、基準に 合致していない。

### ③ 国道38号



### 現況コメント

### 国道 38 号:

歩道幅員は十分だが、歩道に凹凸が あり、水たまりができている。



### 国道 38 号:

整備状態は良好であるが、インターロッキングブロック舗装の目地が車いすの円滑な移動などに、影響を及ぼすことも懸念される。また、視覚障がい者誘導用ブロックが、横断歩道部を除き設置されていない。

### ④ 道道滝川停車場線

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号



## 現況コメント

道道滝川停車場線:232

鈴蘭通との交差点部は視覚障がい者 誘導用ブロックが敷設されているが、 インターロッキングブロック舗装と 同色で、弱視者には見えづらい。

### 写真 現況コメント



道道滝川停車場線:533 歩道の幅員は車いすの通行幅が確保 されているが、アスファルト舗装に段 差や凹凸がある。



道道滝川停車場線:581 交差点部の勾配が、車いすの移動には 急である。



道道滝川停車場線:567 低下縁石部前後の勾配が車いすの移 動には急である。

# 写真

### 現況コメント

道道滝川停車場線:831

空知通の交差点部は、視覚障がい者誘 導用ブロックが敷設されている。

### ⑤ 市道官庁通

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号



### 現況コメント

市道官庁通:760

歩道の幅員は車いすの通行幅が確保されているが、インターロッキングブロック舗装の目地の凹凸が車いすの円滑な移動などに、影響を及ぼすことも懸念される。また、交差点に横断歩道が設置されていない。



市道官庁通:795

横断歩道部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、一般部は敷設されていない。

### ⑥ 市道栄通

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号

### 写真

### 現況コメント



### 市道栄通:

自転車が歩道の幅員いっぱいに放置され、 車いすに限らず歩行者の通行さえも阻害 している。



### 市道栄通:729

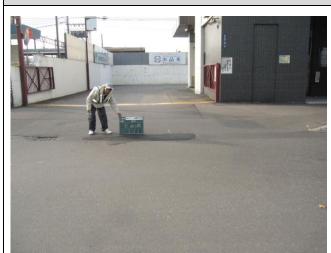
横断歩道が設置されていない。また、低下 縁石部の勾配が車いすの移動には急であ る。



### 市道栄通:730

歩道の幅員は車いすの通行幅が確保されているが、一般部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。

### 写真 現況コメント



ターミナルのバス出入口では、注意喚起の 標識や視覚障害者用誘導ブロックが整備



市道栄通:725

市道栄通:731

されていない。

地下歩道の出入口・階段は、車いすや視覚 障がい者には対応していない。

### ⑦ 市道鈴蘭通

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号



### 現況コメント

市道鈴蘭通:14

鈴蘭通との交差点部は視覚障がい者視覚 障がい者誘導用ブロックが敷設されてい るが、インターロッキングブロック舗装と 同色で、弱視者には見えづらい。

### 写真 現況コメント



市道鈴蘭通:22

交差点部の勾配は車いすの移動には急で ある。



市道鈴蘭通:135

インターロッキングブロック舗装の目地 の凹凸が車いすの円滑な移動などに、影響 を及ぼすことも懸念される。



### 市道鈴蘭通:

国道 451 号との交差点部の歩道はアーケードの柱が立てこんでおり、左折レーンが設定されているため狭くなっている。

# 2. 用語解説

見出し	用語	解説
あ行	1-922	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担
6513	   移動等円滑化	を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便
	10 29 (1 1 11 1 1	性及び安全性を向上すること
		直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負ったた
	オストメイト	は   と
		トーマ))を有する人のこと
か行		高齢者・障がい者等の自立した生活を確保することの必要性
1/3-1]		
		について理解を深め、視覚障がい者誘導用ブロックへの駐輪
	心のバリアフリー	や身体障害者用駐車スペースへの駐車などによる施設利用
		等を妨げる行為をしないこと、必要に応じて手助けすること
		等の支援により、高齢者・障がい者等の円滑な移動及び施設
		利用の確保に積極的に協力すること
さ行	重点整備地区	優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を
	<b>里</b> // <b>正</b> // <b>四</b> // <b>四</b> // <b>四</b> // <b>四</b> // <b>0</b> //	推進していく地区のこと
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと
	生活関連施設	高齢者・障がい者等が日常生活又は社会生活において利用す
	生	る旅客施設、官公庁施設、福祉施設やその他の施設のこと
		生活関連経路、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業
	その他の事業	のうち、特定事業に該当しないもののことであり、駅前広場
		や通路等が該当する
た行		車いす対応設備、乳幼児対応設備、オストメイト対応設備な
	多目的トイレ	ど様々なニーズに対応できるよう複数の機能が整備された
	多自由11-11-1	トイレのこと
		車いすや足の不自由な人、高齢者などが容易にバスの乗降が
		出来るように配慮して、床の高さを従来のバスよりも低くし
	低床バス	たバスのこと
		ワンステップバスやノンステップバスとも呼ばれる
		学校、病院、百貨店、劇場、ホテル、老人ホームなど不特定
	特定建築物	多数の人々が利用する政令で定める建築物又はその部分等
		移動等円滑化のために必要な施設整備等に関する事業であ
	特定事業	り、道路特定事業、公共交通特定事業、交通安全特定事業、
	村 化 争 来	
		建築物特定事業などがある などの言語者 時がい者なのな話な円温///に性に必要わるの
	特定道路	多数の高齢者・障がい者等の移動等円滑化に特に必要なもの
		として政令で定める道路法による道路
	41.1.1.1.1.1.11.22	旅客施設(鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル
	特定旅客施設	施設など)のうち、利用者が相当数又は整備によって高齢
		者・障がい者等の利用が見込まれる施設
		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障がい
	特別特定建築物	者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必
		要なものとして政令で定めるもの
な行	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社
		会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会
		の本来あるべき姿であるという考え方
は行		高齢者・障がい者等が社会生活を営む上で、障壁(バリア)
	3117711	となるものを除去 (フリー) すること
	バリアフリー	物理的・社会的・制度的・心理的な障がい、情報面での障壁
		などすべての障壁を除去するという考え方
や行	a -a - a -a -	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が
	ユニバーサルデザイン	利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方
L		1 2 2 2 1 7 1 HE 11 1 - 1 H 2 R 2 B C 7 7 1 1 1 7 9 3 7 C 2 3

# 3. 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会

(敬称略)

所属	役 職	氏 名	備考
北海道開発局札幌開発建設部	道路維持課長	平森 善光	道路管理者
北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所	所 長	谷本 俊充	道路管理者
北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	所 長	亀井 伸吾	道路管理者
北海道旅客鉄道(株)総合企画本部経営企画部	主幹	鈴木 理夫	交通事業者
北海道中央バス(株)空知事業部	部長	久保田勝利	交通事業者
北海道運輸局交通環境部	消費者行政・情報課長	仁木 正典	関係機関
北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	堀内 範顕	関係機関
北海道札幌方面滝川警察署	交 通 課 長	岡田 幸夫	関係機関
滝川市社会福祉協議会	会 長	丹羽 修身	市民団体
滝川市町内会連合会連絡協議会	会 長	岩田 兼一	市民団体
滝川障がい者団体連絡協議会	副会長	川原 弘嗣	市民団体
滝川市老人クラブ連合会	会 長	黒井 巌	市民団体
滝川商工会議所	会 頭	渡邉 恭久	市民団体
滝川建設協会	地域開発委員長	神部 秋江	市民団体
滝川駅前商店街振興組合	副理事長	佐々木 勝	市民団体
滝川鈴蘭中央商店街振興組合	理事長	高畑 方雄	市民団体
滝川銀座商店街振興組合	理事長	今野 義一	市民団体
滝川大通商店街振興組合	理事長	続木 潤也	市民団体
公募委員		佐藤 大作	
公募委員		田湯 隆之	
滝川市経済部	部 長	若山 重樹	市関係部
滝川市保健福祉部	部 長	橘 弘恭	市関係部
滝川市建設部	部 長	大平 正一	市関係部 道路管理者

会 長: 丹羽 修身 (滝川市社会福祉協議会) 副 会 長: 川原 弘嗣 (滝川障がい者団体連絡協議会)







# 4. 庁内検討組織 (バリアフリー基本構想策定協議会事務局会議)

所属	役	職	氏	名	備	考
総務部企画課	課	長	中島	純一		
市民生活部くらし支援課	主	幹	樋郡	真澄		
保健福祉部福祉課	課	長	国嶋	隆雄		
保健福祉部介護福祉課	課	長	菊井	弘志		
経済部商工観光課	課	長	五十嵐	千夏雄		
経済部商工観光課元気タウン推進室	室	長	千田	史朗		
建設部	技	監	三谷	文彰	(兼 建築作	注宅課長)
建設部土木課	課	長	川本	滋		
建設部土木課都市計画室	室	長	千葉	強	事務局長	
同	副	主 幹	湯浅	芳和	事務局	
同	主	査	田邊	義明	事務局	
同	主	査	中井	崇敬	事務局	
同	主任約	級技師	東	忠司	事務局	

### ■ 滝川市バリアフリー基本構想〔滝川駅周辺地区〕

平成23年2月28日 印刷発行

発行:滝川市

編集:滝川市建設部土木課都市計画室

日本データーサービス株式会社

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目-2-15

TEL: 0125-28-8038 FAX: 0125-22-1013

E-mail: tosikeikaku@city.takikawa.hokkaido.jp



